

# 茨城県スポーツリーダーバンク設置要綱

## ( 設 置 )

第1条 県民のスポーツ・レクリエーション活動の普及、発展を図るため、有能なスポーツ活動指導者（以下「指導者」という。）の登録を行い「地域や職場のスポーツ団体、学校」等の要請に応じて適切な指導者を紹介できるよう茨城県教育委員会に、茨城県スポーツリーダーバンク（以下「リーダーバンク」という。）を設置する。

## ( 業 務 )

第2条 リーダーバンクの業務は、次のとおりとする。

- (1) 指導者の登録と紹介に関すること。
- (2) 指導者に関する情報の提供に関すること。
- (3) スポーツ・レクリエーション関係団体との連絡提携に関すること。
- (4) その他リーダーバンクの目的達成に必要と認められること。

## ( 庶 務 )

第3条 リーダーバンクの庶務は、茨城県教育庁学校教育部保健体育課において処理する。

## ( 雑 則 )

第4条 この要綱に定めるもののほか、リーダーバンクの業務に関し必要な事項は別に定める。

### 付 則

この要綱は、昭和59年10月 1日から実施する。

### 付 則

この要綱は、平成11年12月13日から実施する。

### 付 則

この要綱は、平成17年 4月 1日から実施する。

### 付 則

この要綱は、平成27年 4月 1日から実施する。